

貸付契約書

貸付者 加藤精一（以下「甲」という）と借受者（以下「乙」という）は、甲が開設する 長泉ファミリー農園 について、次のとおり契約を締結します。

（貸付対象農地及び区画）

第1条 甲が乙に貸付ける農地は、上長窪字柏窪 368 番 1 番地に所在する農園の中の次の区画とします。

区画番号： 番 面積： 約 40 m²

（貸付期間等）

第2条 甲が乙に貸付ける農地は、平成 年 月 日から1年間とします。ただし、甲が適当と認めた場合は、契約日の属する年度から起算して最長で5年間更新することができます。

2 利用時間は、日の出から日没までとします。

（賃借料）

第3条 甲が乙に支払う賃借料は、年額1.8万円とします。

2 賃借料の支払にあたっては、乙は平成 年 月 日までに口座降込みにより甲に支払うものとします。

（利用目的）

第4条 甲が乙に、第1条の規定により貸付ける区画は、草花もしくは野菜等の栽培（樹木及び多年生植物の栽培は除く）を目的に使用するものとします。

（栽培指導等）

第5条 甲は、その設置する管理をして農園巡回H指導にあたらせることとしますが、作物の栽培等で不明な点はいつでもお気軽にお尋ね下さい。

（利用機材等の負担）

第6条 農園を利用するために要する農機具、資材、種苗、肥料、薬剤等は、乙が負担するものとします。

（禁止行為）

第7条 乙は、農園において、次の行為をしてはいけないこととします。

- （1） 建物及び工作物を設置すること
- （2） 営利を目的として作物を栽培すること
- （3） 第4条による目的以外の用途に利用すること
- （4） 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要なとしない物の搬入及び耕土の排出をすること
- （5） 近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、他の借受者に迷惑を及ぼすこと

- (6) 貸付けのうちを転借すること
- (7) その他農園の運営目的に反すること
- (8) 路上駐車を行うこと

(貸付契約の解約)

第8条 甲は、次の各号に該当するときは、貸付契約を解約できるものとします。

- (1) 乙が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 前条に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき、又は2ヶ月以上農園を放置したとき
- (4) 甲の指示に従わず、あるいは借受者としてふさわしくない行為があったとき
- (5) 農園の管理運営において特別な事情が生じたとき

(貸付農地の返還)

第9条 乙は、第2条の規定により貸付期間が満了したとき、もしくは第8条の規定により解約されたときは、速やかに貸付農地を現状に復し、甲に返還します。

(立ち退き料の不請求)

第10条 乙は、第2条の規定により貸付期間が満了したとき、もしくは第8条の規定による解約があった場合は、立ち退き料及び代替用地の請求は一切いたしません。

(賃借料の不還付)

第11条 甲が既に徴した賃借料については、還付しないものとします。ただし、乙の責に帰さない理由により借り受けができなくなったとき、又は甲が相当な理由があると認めたときは、その一部もしくは全部を還付することができるものとします。

(損害賠償)

第12条 甲は、第2条の規定による貸付期間の満了、第8条の規定による貸付契約の解約、天災、病虫害、盗難、その他の原因によって発生した農作物、器材等の損害又は事故に対して、その責任を負わないものとします。

- 2 乙は、自己の責任に帰すべき理由により、農園の施設等をき損、撤去したときは、その損害を賠償するものとします。

(農園の環境整備等)

第13条 乙は、次のことを厳守するものとします。

- (1) 収穫後の葉茎については、自らが使用している区画の土中に埋め込むか、又は甲もしくは管理人の指示に従います。
- (2) 乙は、自らが使用している区画の清掃や使用した施設等については、清掃及び管理整頓を行うほか、ごみは持ち帰る等の借受者として農園内の環境の整備、保全に努めるものとします。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、解決するものとします。この契約を締結した証として、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有します。

平成 年 月 日

貸付者（甲） 住所
氏名 印

借受者（乙） 住所
氏名 印